

BCM 光 契約約款

第1条（定義）

この約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本サービス：「BCM 光 powered by スターティア株式会社」のサービス名で提供される光コラボレーションサービスをいいます。
- (2) 媒介：電気通信事業者であるスターティア株式会社（以下「当社」といいます。）とおお客様との間における本サービスの提供契約の成立に尽力する事実行為をいいます。
- (3) 販売店：本サービスの提供に関する契約を媒介することを業として行う者をいいます。

第2条（本サービス）

1. 当社は、ビーシーメディア株式会社（以下「BCM」といいます。）を本サービスの販売店として指名します。
2. BCM は、本サービスの販売店として、以下の各号の業務を行います。
 - (1) 本サービスの提供契約の勧誘
 - (2) 本サービスの提供契約申込書の回収
 - (3) 本サービスの利用料金の請求書発行業務の代行
 - (4) 本サービスの利用料金の代理受領
3. 当社は、当社とおお客様との間で成立した本サービスの提供契約に基づいて、お客様に本サービスを提供します。

第3条（提供条件）

1. 本サービスの提供条件は、次の約款の定めるところによるものとします。

スターティア光 契約約款
<https://startia-hikari.jp/documents/st-hikari20190607.pdf>
2. 前項に規定する約款に定めのない事項については、NTT の各種規約の定めるところによるものとします。

NTT 東日本 契約約款
<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>
NTT 西日本 契約約款
<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>

第4条（料金の請求等）

1. BCM は、本サービスの利用料金の請求書をお客様へ発行します。

2. お客様は、BCM からの請求書に基づき利用料金等を BCM に支払います。お客様から BCM への利用料金の支払いと同時に、お客様と当社間の本サービスの利用料金の決済は完了するものとしします。

第 5 条（損害賠償責任）

当社及び BCM は、本サービス又はその媒介に関連して発生した損害について、スターティア光 契約約款の損害賠償条項に規定される範囲で連帯して責任を負うものとしします。

第 6 条（管轄裁判所）

お客様は、本サービス又はその媒介に関し BCM に訴訟を提起する場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第 7 条（個人情報の取扱い）

お客様は、本サービスに関しお客様が提供した個人情報の取扱い・共同利用について、下記の個人情報保護方針等に同意するものとしします。

「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」

URL : <https://www.startia.co.jp/privacy/>

スターティア株式会社

2020 年 12 月 15 日制定